



乾杯を
もっとおいしく。

NEWS RELEASE

サッポロビール株式会社

酒税に係る取消請求訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、平成29年（2017年）4月に東京地方裁判所に国を被告として提起しておりました『「サッポロ 極ZERO（リキュール（発泡性）①）（以下、旧極ZERO）」の酒税に係る「更正すべき理由がない旨の通知処分」取消請求訴訟』について、本日、判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決言渡しのあった裁判所および年月日

東京地方裁判所

平成31年（2019年）2月6日

2. 訴訟の内容と経緯

当社は、旧極ZEROに係る酒税について、税率適用区分を発泡性酒類の基本税率として、自主的に修正申告等を行いました。その後、改めて、旧極ZEROが「リキュール（発泡性①）」の税率適用区分に該当すると判断し、所轄税務署長に対し更正の請求を行いました。これに対して、同税務署長より「更正すべき理由がない旨の通知処分」がなされたため、当社は平成29年（2017年）4月、上記通知処分の取消しを求め、本訴訟を提起しておりました。

3. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする

4. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議のうえ決定いたします。

以上